

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

【目次】

- 1 訪問入浴介護（介護予防訪問介護）とは……………P 1
- 2 人員基準……………P 2
- 3 設備基準……………P 2
- 4 運営基準……………P 2
- 5 加算及び減算について……………P 7

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準(※)
		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生省令第 35 号)	予防基準(※)
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	告示	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生省告示第 127 号)	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定及び福祉用具貸与に係る部分 及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の削除に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準 居宅算定基準 留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の削除に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 0317001 号)	予防算定基準 留意事項

平成 28 年度

和歌山県長寿社会課

1 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは

- 介護保険における訪問入浴介護とは、要介護者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護をいう。
 - この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
- 介護保険法第8条第3項
- 介護保険における介護予防訪問入浴介護とは、介護予防を目的として、要支援者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護をいう。
- この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
- 介護保険法第8条の2第2項

* 「厚生労働省令で定める場合」とは？

→ 法律その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要なとき（法施行規則第22条の4）

* 「厚生労働省令で定める期間」とは？

→ 居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間（法施行規則第22条の2）

【事業所指定の単位】

- 事業所指定は原則としてサービス提供の場所ごとに受けが必要がある。
- 例外的な位置付けである出張所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに使うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業所の構造から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一體的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人のみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合は、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が危険等サービスの提供ができないとなった場合に、主たる事業所から急遽代替職員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 告別処理や損害賠償等に際して、一體的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

【概要】

基準解釈通知

2 人員基準

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ※ 管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は、管理業務に支障があると考えられる。
看護職員 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、准看護師 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 1以上 1以上 看護職員又は介護職員のうち1名は常勤でなければならない。

3 設備基準

【概要】	内 容
種 別	<ul style="list-style-type: none"> 専用の事務室及び区画
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な面積を有すること。 ・専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない（区分がされていなければなりません。） ・指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されないときは、指定訪問介護の事業を行なうために必要な業務に支障がない場合は、同様に適用される。
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽（身体の不自由者が入浴するのに適したものの車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）・感染症予防に必要な設備等） ・互いの運営に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

4 運営基準

【概要】	○ 利用料等の受領 居宅基準第48条	○ 利用料等の受領のほか、次の費用の支払いを受けることができる。
	通常の利用料のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費 ・利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
	[Q] 訪問入浴介護サービスにおいて、当該サービスを使用する、湯、石鹼、タオル、シャンプー等必要とするものは、事業者が用意すべきものと考えるがいかがでしょうか。	[A] 基本省令第37号第48条参照の上、記載されていない事項については、事業者の負担である。

<p>○ 取扱方針 居宅基準第 50 条</p>	<p>* 訪問するスタッフ（1回の訪問につき） 訪問入浴介護 → 看護職員 1 名 + 介護職員 2 名 ※予防算定基準 介護予防訪問入浴介護 → 看護職員 1 名 + 介護職員 1 名</p> <p>* 上記スタッフのうち 1 名をサービス提供の責任者とする。 → 入浴介護に関する知識や技術を有したものであって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たつて他の従業者に対して作業手帳など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。</p>	<p>* 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充て MERCHANTABILITY ことができる（この場合、報酬を 100 分の 95 に清算して請求すること。 → 次回の確認を行う時期についても確認しておくこと。</p>	<p>* サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。 → 治療など利用者の身体に直接触れる設備・器具類は、利用者 1 人ごとに取り替えるか個人専用のものを利用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管にあたっても清潔保持に留意すること。</p>	<p>→ 皮膚に直に接触するタオル等については、利用者 1 人ごとに取り替えるか個人専用のものを利用する等、安全清潔なものを使用すること。 → 清潔方法等についてマニエールを作成するなど。</p>	<p>○ 緊急時等の対応 居宅基準第 51 条</p> <p>指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に窮状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 → 協力医療機関については次の点に留意 ① 通常の事業実施地域内にあることが望ましい。 ② 円滑な協力を得るために、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>○ 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならぬ 居宅基準第 8 条</p> <p>介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること ～重要事項説明書に記載すべき事項～</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 当該訪問入浴介護従事者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他（毎年保持、衛生管理など）
<p>○ 正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない 居宅基準第 9 条</p>	<p>正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒否してはならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由に拒否してはならない。 ～正当な理由の例～</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地以外である。 ③ その他適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難である。 	<p>○ ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない 居宅基準第 16 条</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>※「施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画（ハ）及び被保険者（利用者）が自分で作成し、市町村に届け出た計画（ニ）をいう。</p>	<p>○ サービス提供時には、身分証明書を携行しなければならない 居宅基準第 18 条</p> <p>身分を明らかにする証書や名札等を携行し、利用者又はその家族から求められたときはこれを提示しなければならない。この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<p>○ サービス提供等の履歴を終わなければならぬ 居宅基準第 19 条</p> <p>提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。</p> <p>また、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>～提供した具体的なサービスの内容の記録の重要性～</p> <p>(1) 利用者に対するサービスの質の向上に繋がること 基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録すること（単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不適当）</p> <p>趣旨は次のとおり。</p> <p>(2) サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要な資料であること 事業者は、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。</p>	

○ 領収証を交付しなければならない。介護保険法第 41 条第 8 項 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。	～領収証の取扱い～ ・ 利用回数、費用区分等を明確にすること ・ 口座引き落としの場合にも必要 ・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収証を発行する必要がある → 「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）参照
○ 重要事項を掲示しなければならない。居宅基準第 32 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を、事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。	○ 利用者の秘密を保持しなければならない 居宅基準第 33 条 ① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を必要なら旨を講じなければならない。 ② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得ておけばならない。この同意は、契約時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。
○ 記録を整備しなければならない。居宅基準第 53 条の 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。また、サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。 ① 第 1 9 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 ② 第 2 6 条に規定する市町村への通知に係る記録 ③ 第 3 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ④ 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○ 記録を整備しなければならない。居宅基準第 53 条の 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。また、サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。 ① 第 1 9 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 ② 第 2 6 条に規定する市町村への通知に係る記録 ③ 第 3 6 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ④ 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
※保存期限については和歌山県の条例による。	※保存期限については和歌山県の条例による。
○ 管理者等は、定められた賞罰を果たさなければならない。居宅基準第 52 条 ① 管理者の責務 ・ 従業者及び業務の実施状況の把握その他の一元的管理 ・ 利用の申込みに係る調整 ・ 従業者に運営基盤を遵守させるための指揮命令	○ 吉情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない。居宅基準第 36 条 ① 吉情処理の体制を整備しておかなければならぬ。 ② 吉情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。 ③ 吉情に關し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。 ④ なお、吉情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。また、以下を利用者又はその家族に周知すること。 ・ 日々の勤務時間 ・ 勤務の内容 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 管理者との業務関係 等
○ 事業所ごとに勤務体制を定め、サービスを提供しなければならない。居宅基準第 30 条 ① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。 ～勤務表に記載すべき事項～ ・ 日々の勤務時間 ・ 勤務の内容 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 管理者との業務関係 等	② 導用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の指揮管 理下にある訪問入浴介護従業者によりサービスを提供すること。 ③ 訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修へ の参加の機会を計画的に確保すること。

5 加算及び試算について

【概要】

介護職員 3名（予防の場合は 2 名）が行う（看護職員が含まれない）場合	利用者の身体の状況が予定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、主治の医師の意見を確認した上で行うこと上記の利用者には、3名（予防の場合 2 名）のうち看護職員が含まれている体制で対応した場合にも基本単位の 95／100 を算定する。
全身入浴が困難で清拭又は部分浴を実施した場合	部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。
事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の敷地内又は隣接する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 70/100	<p>① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の敷地内又は隣接する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。</p> <p>② 事業所における 1 月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物（①に該当する以外のもの）に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。</p> <p>※ 建物は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。</p>
特別地域訪問入浴介護加算 所定単位数+15/100	<p>「厚生労働大臣が定める地域」に存在する地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定する。</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数+10/100</p> <p>以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>（1）事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること（特別地域加算の対象地域を除く。）</p> <p>（2）延訪問回数が 20 回以下／月（介護予防訪問入浴介護は延訪問回数が 5 回以下／月）の事業所であること。</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算 所定単位数+5/100</p> <p>「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対するサービスを提供する場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>⇒ 「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。</p>

サービス提供体制強化加算 (I) イ + 3.6 単位 (I) ロ + 2.4 単位 (1回につき)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。
介護職員処遇改善加算 (I) :各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 3.4% (II) :各種 加算減算を加えて算 定した単位数の 1.9% (III) : (I) の 90% (IV) : (II) の 80%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問入浴介護を行った場合に算定できる。

○ 当日の状況により入浴を見合せた場合は、訪問入浴費の額額は請求できない。 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合せた場合には、所定単位数に 7.0／100 を乗じて得た単位数を請求できる。
【他の居宅サービスとの給付調整】
○ 居宅要介護者であっても、利用者が以下のサービスを受けている場合は（介護予防）訪問入浴介護費は算定できない。

利用者が定期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている場合は、訪問入浴介護費は、算定しない。
居宅算定基準

【同一時間帯に他の訪問サービスを利用する場合の取扱い】

○ 同一時間帯にひとつ別の訪問サービスが原則であるが、利用者の心身の状況や介護の内容等に応じて、必要があると認められる場合に限り、同一時間帯に以下の組み合わせの訪問サービスをそれぞれ算定できる。
・ 訪問介護+訪問看護
・ 訪問介護+訪問ハビリテーション

→ 訪問介護+訪問入浴、訪問看護+訪問入浴は認められない。

- 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(集合住宅)に居住する利用者に対する取扱い
- ① 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義
- 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形状上、一体的な建築物（※看護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下「有料老人ホーム等」という。）及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち労働的かサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建築物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建築物と複数階下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。
- ② 同一の建物に20人以上居住する建物の定義
- イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するものの以外の有料老人ホーム等を指すものであり、当該有料老人ホーム等に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ロ この場合の利用者数は、1月間（毎月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- ③ 当該清算は、指定訪問入浴介護事業所と有料老人ホーム等の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本清算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合は、サービス提供の効率化につながらない場合は、清算を適用すべきではないこと。
- （同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例）
- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
 - ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、接続するために迂回しなければならない場合
- （同一の建物に20人以上居住する建物に該当しないものの例）
- ・同一建物に、複数のサービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が点在するもの（サービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が特定の階層にまとまっているものを除く。）であって、当該建物の総戸数のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が5割に満たない場合。
- ④ ①及び②のいずれの場合においては、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
- ⑤ ②の実利用者については、当該指定訪問入浴介護事業所が、第一号訪問事業（指定入浴介護予防訪問入浴介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一緒にした運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用する原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と対面リハビリテーションを、同一時間帯に利用することを原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護事業者は別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

介護報酬に係るQ&A(Vol.2)について（平成15年6月30日）

【Q】同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と訪問介護を利用できるか。
 【A】利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護事業者は別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

【事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問入浴介護清算】

○ 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（※看護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の90%を算定する。

○ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記に該当する以外のもの）に居住する利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の90%を算定する。

<p>【Q】月の途中に、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。</p> <p>【A】集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。</p> <p>月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。</p> <p>なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本料金に対する訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。</p>	<p>平成 24 年度報酬改定 Q&A (vol. 1) (平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)</p> <p>【Q】「同一建物に居住する利用者が 1 月あたり 20 人以上である場合の利用者数」とは、どのような者を指すのか。</p> <p>【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数という。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がななかった者を除く。）</p>	<p>平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)</p> <p>【Q】集合住宅減算の対象となる「有料老人ホーム」とは、未届あつても実態が備わっているれば「有料老人ホーム」として取り扱うことですか。</p> <p>【A】貴見のとおり、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの要件に該当するものであれば、集合住宅減算の対象となる。</p>
---	---	--

<p>【Q】集合住宅減算の対象となる「有料老人ホーム」とは、未届あつても実態が備わっているれば「有料老人ホーム」として取り扱うことですか。</p> <p>【A】貴見のとおり、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの要件に該当するものであれば、集合住宅減算の対象となる。</p>	<p>平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)</p> <p>【Q】集合住宅減算として、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者、②指定訪問介護事業所の利用者が 20 人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定訪問介護事業所と同一建物に 20 人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか。</p> <p>【A】集合住宅減算は、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物（建物の定義は①と同じ。）に 20 人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。</p>	<p>平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)</p> <p>【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。</p> <p>【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。</p>
---	---	---

<p>【サービス提供体制強化加算の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 别に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数を加算する。 <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（1）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問</p>
--

<p>少なくとも 1 年以内ごとに 1 回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに計算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が 1 年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月以降届出が可能となるものであること。</p> <p>なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点での資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。</p> <p>⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに第一の 5 の届出を提出しなければならない。</p> <p>⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合には、本加算の計算も一括的に行うこととする。</p>	<p>居宅算定基準留意事項</p>
---	-------------------

<p>入浴介護事業所をいう。以下同じの全ての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施すること。</p> <p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>③ 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>④ 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（1）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イイ（かから3）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。</p>	<p>居宅算定基準</p>
--	---------------

<p>サービス提供体制強化加算の各算定要件については、次に定めるとところによる。</p> <p>① 研修について</p> <p>② 会議の開催について</p> <p>③ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要ではなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。同号イ（2）（二）の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意識 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>④ 健康診断等について同号イ（3）の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、</p>	<p>Q & A</p> <p>平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 69)</p> <p>【Q】 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。</p> <p>【A】 訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下同様）において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。</p> <p>また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職歴、経験年数、勤務年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。</p> <p>なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね 1 年の間に 1 回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。</p> <p>【Q】 サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1 年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3 ヶ月を除く。）をもって、運営実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4 月以降に、前 3 ヶ月分の実績をもって取得可能となるということである。なお、「定期的」とは、おおむね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。</p> <p>【A】 費見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が 6 月に満たない場合には、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については、毎月記録する必要がある。</p> <p>平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2)</p>
---	--

项目		人具		设备		物品		服务		操作		培训		管理		
培训	培训师·学员的管理与考核	培训师·学员的考核与评价	培训师·学员的激励与反馈	培训师·学员的指导与咨询	培训师·学员的评估与反馈	培训师·学员的激励与反馈										
设备	数据输入设备	数据输出设备	存储设备	运算设备	控制设备	通信设备	辅助设备	电源设备	环境设备	安全设备	维护设备	测试设备	校准设备	维修设备	清洁设备	搬运设备
物品	办公用品	耗材	试剂	耗材												
服务	客户关系管理	客户服务	物流服务	仓储服务	运输服务	配送服务	包装服务	装卸服务	搬运服务	安装服务	维修服务	保养服务	检测服务	校准服务	清洗服务	消毒服务
操作	操作流程	操作规范	操作手册	操作规程	操作标准	操作方法	操作步骤	操作技巧	操作策略	操作技巧	操作标准	操作规程	操作方法	操作步骤	操作技巧	操作流程
培训	培训需求分析	培训目标设置	培训计划制定	培训教材开发	培训资源利用	培训实施管理	培训效果评估	培训反馈机制	培训改进措施	培训激励政策	培训制度建设	培训体系建设	培训评估与反馈	培训改进与优化	培训激励与保障	培训需求与分析
管理	项目管理	风险管理	质量管理	成本管理	人力资源管理	合同管理	供应商管理	设施管理	资产管理	变更管理	配置管理	发布管理	版本管理	缺陷管理	问题管理	需求管理
物品	办公用品	耗材	试剂	耗材												
服务	客户关系管理	客户服务	物流服务	仓储服务	运输服务	配送服务	包装服务	装卸服务	搬运服务	安装服务	维修服务	保养服务	检测服务	校准服务	清洗服务	消毒服务
操作	操作流程	操作规范	操作手册	操作规程	操作标准	操作方法	操作步骤	操作技巧	操作策略	操作技巧	操作标准	操作规程	操作方法	操作步骤	操作技巧	操作流程
培训	培训需求分析	培训目标设置	培训计划制定	培训教材开发	培训资源利用	培训实施管理	培训效果评估	培训反馈机制	培训改进措施	培训激励政策	培训制度建设	培训体系建设	培训评估与反馈	培训改进与优化	培训激励与保障	培训需求与分析
管理	项目管理	风险管理	质量管理	成本管理	人力资源管理	合同管理	供应商管理	设施管理	资产管理	变更管理	配置管理	发布管理	版本管理	缺陷管理	问题管理	需求管理

更详细的指导书请参阅《苏轼大辞典·苏轼与苏轼词间人名介》

回生点数计算(房间人头数分摊·升旗手数分摊·房间人头数分摊)

【Q】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを取得していた事業所が、その他皆様等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

【A】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロを同時に取得することはできない。

また、実施規準等によつて、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能となる。なお、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出が可能となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

問題		問題の概要	問題の原因	問題の発生頻度	問題の影響	問題の対応策
問題1	主訴	主訴：頭痛、嘔吐、意識障害	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題2	既往歴	既往歴：高血圧、糖尿病	原因：高血圧、糖尿病による脳血管硬化	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：高血圧、糖尿病による脳血管硬化
問題3	家族歴	家族歴：脳梗塞の既往歴	原因：遺伝的要因による脳梗塞のリスク	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：遺伝的要因による脳梗塞のリスク
問題4	生活習慣	生活習慣：喫煙、飲酒、肥満	原因：喫煙、飲酒、肥満による脳梗塞のリスク	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：喫煙、飲酒、肥満による脳梗塞のリスク
問題5	検査結果	検査結果：頭部CT検査で脳梗塞の所見	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題6	治療方針	治療方針：抗凝固療法、降圧薬、降糖薬	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題7	予防措置	予防措置：定期的な健診、運動療法、健康的な食事	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞

自主点検調査（訪問入浴介護・介護手筋訪問入浴介護）

問題		問題の概要	問題の原因	問題の発生頻度	問題の影響	問題の対応策
問題1	主訴	主訴：頭痛、嘔吐、意識障害	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題2	既往歴	既往歴：高血圧、糖尿病	原因：高血圧、糖尿病による脳血管硬化	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：高血圧、糖尿病による脳血管硬化
問題3	家族歴	家族歴：脳梗塞の既往歴	原因：遺伝的要因による脳梗塞のリスク	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：遺伝的要因による脳梗塞のリスク
問題4	生活習慣	生活習慣：喫煙、飲酒、肥満	原因：喫煙、飲酒、肥満による脳梗塞のリスク	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：喫煙、飲酒、肥満による脳梗塞のリスク
問題5	検査結果	検査結果：頭部CT検査で脳梗塞の所見	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題6	治療方針	治療方針：抗凝固療法、降圧薬、降糖薬	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞
問題7	予防措置	予防措置：定期的な健診、運動療法、健康的な食事	原因：脳梗塞による脳血管閉塞	頻度：毎日	影響：脳梗塞による脳血管閉塞	対応：脳梗塞による脳血管閉塞

自主点検調査（訪問入浴介護・介護手筋訪問入浴介護）

图王桌面锁屏（图王人像开锁·升降手机防盗·图王开锁）

图 1-1-10 主要检测项目(药用大输液分装·分瓶于肠溶片大输液分装)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出

介護給付費算定に係る事項(加算等)について届出を行う場合は、下記を参考し必要な書類を提出してください。「みなし指定」されるサービスについても、加算等の算定を行いうに当たっては、届出が必要です。

提出期限	(介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リビリテーション (介護予防) 通所介護 (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 居宅介護支援 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	毎月15日(翌月から算定) ※下記(注3)、(注4)参照
	毎月末日(翌月から算定) ※下記(注3)参照	
提出先	各振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所地域福祉科)	
提出部数	2部(居宅サービス介護予防サービス、居宅介護支援) 3部(施設サービス及び併設認定入居者サービス)	
提出方法	提出先に持参(郵送は不可)	

(注1) 和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課のホームページをご覧ください。

(注2) 介護職員処遇改善加算については、別途ホームページをご覧ください。

(注3) 地域密着型(介護予防)サービス事業所は、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。

(注4) 事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できなくなりますので、速やかに提出をお願いします。

(注5) (介護予防)訪問看護加算については、届出を受理した日から算定できます。

(注6) 同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。

介護給付費算定に係る事項(加算等)について届出を行う場合、下記を参考し必要な書類を提出してください。

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

受付番号	所在地域	年月日
和歌山県知事 様	所在地 名称	印
事業所所在地の右欄に記入		
届出者名	届出者番号 (郵便番号) (ビルの名前等)	FAX番号
法人の種別 代表者の職・正名	法人番号 (郵便番号) 姓名	
代表者の住所	所在地 通路・先 主たる事業所・施設の 所在地	
主たる事業所の所在地以外の場所等 一部実施する場合の出張所等の 所在地	所在地 通路・先 主たる事業所の所在地以外の場所等の 一部実施する場合の出張所等の 所在地	
同一所在地において行う 事業等の種類	実績 年月日	実績 年月日
訪問介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
訪問看護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
訪問介助・デイ・ホーム	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
居宅乗務管理指導	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
通所介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
複数通所介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
通所介助	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
短期入所生活介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
短期入所療養介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
特定施設入居者生活介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
特別用具販売	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回介護分譲	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回指導	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回リモートシステム	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回所介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防巡回入所相談介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護予防特定施設入居者生活介護	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
居宅介護支援	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護老人総合施設	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護老人保健施設	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
介護療養型医療施設	新規 2室更 3終了	新規 2室更 3終了
医療機器コード等	変更前	変更後
関係書類	別添のとおり	
特記事項		

*提出書類の様式については、ホームページ「きのくに介護deネット」の下記のアドレスにてダウンロードできます。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kasantodoke/H24kasantodoke.htm>

備考1 「受付番号」「事業所所在地の右欄には記載しないでください。
備考2 「株式会社」「有限会社」等の名前を記入してください。
備考3 「法人の種別」等の欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

備考4 法人登録番号
備考5 「運動等の区分」欄には、「O」で記入してください。
備考6 「実績項目」欄には、「実績」について算定する数字に「O」に沿ける項目を記入してください。
備考7 「実績項目」欄には、(例紙)「(1)介護予防等現状に応じてください。
備考8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を複数して、全ての出張所等の状況について記載してください。

序号	数据项名称	数据项说明	数据项值	数据项属性				数据项状态	数据项来源
				数据项ID	数据项版本	数据项描述	数据项单位		
1	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
2	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
3	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
4	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
5	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
6	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
7	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
8	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
9	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
10	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
11	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
12	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
13	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
14	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地
15	分层子系统资源	分层子系统资源	1 台/2 台/多台	1	0.0	分层子系统资源	台	正常	本地

该表单由“一”、“二”、“三”三个部分组成，每个部分由“序号”、“数据项名称”、“数据项说明”、“数据项值”、“数据项属性”、“数据项状态”、“数据项来源”七个字段组成。

序号	数据项名称	数据项说明	数据项值	数据项属性	数据项状态	数据项来源
1	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	正常	本地
2	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	正常	本地
3	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	正常	本地

(附录1-2)

序号	数据项名称	数据项说明	数据项值	数据项属性				数据项状态	数据项来源
				数据项ID	数据项版本	数据项描述	数据项单位		
1	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
2	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
3	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
4	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
5	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
6	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
7	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
8	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
9	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
10	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
11	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
12	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
13	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
14	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地
15	嵌入设备连接端口	嵌入设备连接端口	1：有线 2：无线 3：蓝牙	端口号	0.0	嵌入设备连接端口	个	正常	本地

(附录1) 分层结构算定法与传统方法对比表 (能耗分析-已知、能耗分析-已知、能耗分析表) (1 / 10)

サービス種類	届出の種類	添付書類
訪問入浴介護	特別地域加算	【添付書類不要】
中山間地域等における小規模事業所加算		・中山間地域等における小規模事業所加算に係る 算出表（参考様式3）
サービス提供体制強化加算		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙1-2) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-1) ※届出日前一月のもの ・人材要件に係る算出表（参考様式4）
介護職員処遇改善加算		※訪問介護の「介護職員処遇改善加算」に関する 添付書類をご参照ください。